

犬川小学校いじめ防止基本方針【概要版】

川西町立犬川小学校（令和3年4月）

◆いじめに対する基本的姿勢◆

- いじめは卑怯な行為であり、絶対に許さない、見逃さないという姿勢
- 児童が「いのち」を大切に、自他を尊重する態度の育成
- 児童一人一人の自己有用感を高め、安心して生活することができる学級づくりや教育活動の展開
- 「いじめはどの児童にも、どの学級でも起こりうる」という認識の下、「チーム犬川小」で対応

■未然防止■ —家庭(PTA)・地域との連携—

- 1 「いのちの教育」の充実
 - ・ 道徳的実践力の向上
 - ・ いじめに対する認識を学校全体で共有
- 2 個を大切にされた教育活動の展開
 - ・ わかりやすい授業づくり
 - ・ 自己有用感や自尊感情を高める
 - ・ 児童の心に寄り添った姿勢
- 3 配慮が必要な児童への対応
- 4 児童主体の取組（児童会活動等）の推奨
 - ・ 好ましい人間関係づくりの取組
 - ・ いじめをなくす取組
- 5 家庭や地域との連携
 - ・ いじめ取組の情報発信
 - ・ 学校ぐるみ、地域ぐるみで取組む姿勢

■早期発見■ —いじめに気づき 見逃さない—

- 1 日常的な取組
 - ・ 教職員と児童との信頼関係
 - ・ 児童の表情や行動の変化にも配慮
 - ・ 休み時間や放課後の様子
 - ・ 教職員間の情報交換・共有（子どもを語る会、職員打合せ）
 - ・ 保護者や学童保育指導員との連携
- 2 アンケート及び教育相談
 - ・ いじめアンケート（年2回）
 - ・ 経過を把握し町教育委員会へ報告（毎月）
 - ・ お話タイム（毎学期）



■適切な対応■ —迅速で組織的な対応—

- 1 いじめに対する措置の基本的な考え方
 - ・ 一人で抱え込むことなく組織的に対応
 - ・ 被害児童・通報児童を守る
 - ・ 加害児童には毅然とした指導
 - ・ 児童の人格の成長に主眼を置いた指導
 - ・ 必要に応じ関係機関・専門機関と連携
- 2 いじめを発見・通報を受けたときの対応
 - ・ 速やかに報告し組織的な対応
 - ・ 関係者から情報収集・事実確認
 - ・ 被害児童への支援・加害児童への指導
 - ・ 保護者への連絡と連携
- 3 いじめが起きた集団への対応
 - ・ 自分の問題としての捉え（傍観者）
 - ・ いじめへの加担の自覚（同調者）
 - ・ 集団から根絶しようという態度
 - ・ 互いに尊重し認め合う人間関係・集団づくり

■インターネット上のいじめへの対応■

- 1 インターネット上のいじめの実態を知る
 - ・ 研修会の実施(P T A) ・ 機器利用状況の把握 ・ 家庭との連携
- 2 インターネット上のいじめの未然防止
 - ・ 情報モラル教育 ・ 保護者への啓発（ペアレンタルコントロール）
- 3 早期発見・適切な対応
 - ・ 情報の収集と共有 ・ 削除依頼（町教育委員会等との連携）

■重大事態への対応■ —生命・心身・財産への重大な被害—

- ① 事態発生の際は速やかに町教育委員会へ報告
- ② 町教育委員会の指導・支援の下での対応
- ③ 必要な調査を速やかに行う（調査主体は学校もしくは町教育委員会）
- ④ 調査結果を町教育委員会及び被害側児童・保護者へ報告
- ⑤ 保護者説明会等による説明と協力依頼
- ⑥ 再発防止策をまとめ学校挙げての再発防止への取組

◆基本方針や取組の評価・見直し◆

- 学校評価項目に加えての適正な評価
- 「いじめ防止等対策委員会」による改善策の検討